

長野広域連合監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、広域連合長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成31年1月11日

長野広域連合監査委員 鈴木栄一  
酒井康臣

## 措置の通知書

平成 30 年度 工事監査(30 広監第 8 号)

施設名：事務局環境推進課

### I 建築関係

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 契約について</b></p> <p>契約を締結する際には、プロポーザルによる提案内容を盛り込むことのほか、運営面等で他の類似事業者が実施している内容で、本広域連合にとって、より良いものになる内容のものがあれば、当該事業者と十分協議の上、契約書等に盛り込むよう要望する。</p> <p>検査については、これまでの出来高検査において指摘事項はなかったが、今後竣工に向け、十分かつ詳細に検査を実施されたい。</p> <p>施設運営については、事業者が特定目的会社を通じて 20 年間担当するが、本広域連合が発注者として提案内容の実効性を担保し、検証することが必要である。モニタリング作業により長期にわたる運営について提案内容どおり実行されているか、適切な方法で評価することを要望する。</p>	<p>契約の締結に当たっては、プロポーザルにより選定した事業者と、契約前に契約協議を実施し、その内容について協議を重ねた上で契約を締結している。今後も契約締結の際には、他事例等も考慮しながら適正な契約内容とするよう、課内において周知を図った。</p> <p>DBO方式による事業発注により、平成 27 年度から平成 29 年度については、委託と同様の検査を実施している。今年度は、工事が最終年度を迎えるため、設計施工監理事業者と連携の徹底を図り、十分かつ詳細に検査を行う。</p> <p>事業者選定にあたり、公募時に示した運営業務に関する要求水準及びモニタリング基準案に基づき、運営事業者の合意のもと、その仕組みを確立し、適切に評価を実施していくこととした。</p>
<p><b>2 基本設計・実施設計について</b></p> <p>管理棟 1 階の階高 6 メートルにしたことで生じる約 2 メートルの天井のふところ、平面規模約 1,000 平方メートルの空間は無駄なスペースが生じているが、このような使用しない空間の工事費は他の用途に配分できたものと考えられる。</p> <p>今後の検討課題とされたい。</p>	<p>全体配置の設計は、敷地の有効利用や地元地域からの条件などを考慮し、プロポーザルにより提案されたものである。工場棟と管理棟を繋ぐ連絡通路の取り合いに関しバリアフリー化や 1 階ピロティ部分のバス駐車場高さなどを考慮した階高の設定により生じたものである。今後、他施設の設計に当たっては、不要な空間が生じないように、また空間の有効的利用できる設計とするよう、課内において周知を図った。</p>
<p><b>3 積算について</b></p> <p>コンクリート工事の欄に記載の「地下 2 階耐圧版下躯体防水 ザイベックス塗布・吹付工法」、業者見積単価㎡あたり 4,950 円は、メーカーの「上代価格」である。「実勢価格」を調査し、その価格を採用すべきである。</p> <p>今後の検討課題とされたい。</p>	<p>本事業は、DBO方式での発注により、性能保証設計施工一括発注として実施し、その積算方法は総価契約単価合意方式を採用している。設計に当たっては、工事積算内訳要領書を定め、公共単価のほか見積単価も採用し積算しているが、見積単価の採用方法については、実績価格を調査し適正な査定の上で使用していくことで、工事事業者に指示を行った。</p>
<p><b>4 施工について</b></p> <p>施工現場での安全管理については、労働災害防止計画書に熱中症対策、仕上げ工事の段階でのリスク及び留意事項についての記載がされていなかった。竣工に向け、作業現場における整理整頓、熱中症対策、高所作業対策など、更なる配慮が必要である。</p> <p>コンクリートについては、一部の部材で積算量と納品量のかい離が見受けられた。施工は、監理報告</p>	<p>本事業では、工種別工事それぞれにおいて施工計画を立案し、現場施工を行っている。熱中症対策、高所作業対策などについても、現場では実施していたが、施工計画書への安全衛生管理項目が未記載であったため、工事事業者に対し、計画書へ記載するよう指示を行った。</p> <p>捨てコンクリート及び基礎コンクリートの積算量と納品量のかい離については、基礎杭工事など</p>

<p>書、施工写真などから適切にされたと判断するが、積算量と納品量のかい離については、その原因を再検証されたい。</p> <p>作業員の休憩所については、休憩所の一部に畳やカーペット敷き植物を置くなど、快適性の向上を図られたい。</p>	<p>の掘削量が拡大したことに伴い使用量（納品量）が多くなったものである。DBO方式での発注により、数量変更等については、都度協議により施工承認としているが、使用量については、現場施工管理を適正に行い、積算量と納品量のかい離が生じないよう工事事業者へ指示を行った。</p> <p>休憩所の快適性については、工事事業者の提案による部分が主となるが、発注側として質の向上を図られるよう、工事事業者に対し要望を行った。</p>
--	--

## II プラント関係

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 既設設備等の運用経験の活用について</b></p> <p>現在、隣接地に既存ごみ処理施設があることから、事業主体や運用方式が異なっても、既設設備及び運用経験を本設備に反映させることにより、既設設備の一部を有効活用できた可能性もある。同じ場所で長年にわたり蓄積された運用経験等は今後の施設整備及び運転にも活用し、より良い施設運営を図られたい。</p>	<p>既存施設は、建設から36年を経て老朽化が進んでいること、また主要設備はダイオキシン類等に汚染されており管理が大変となること、更には稼働中の施設であることから、既設設備を本設備として有効活用することは、困難であると判断した。なお、既存施設の運転員や職員の一部を本事業の職員にしておき、経験を活かした運用が行えるものと考えている。</p>
<p><b>2 図面の承認印の徹底について</b></p> <p>現場で担当者が携行するA3縮小版図面集の図面に、承認印が押されていない。施工図書として管理上好ましくないため、今後、改善されたい。</p>	<p>現場の施工図として、承認印を押されているものに変更するよう、工事事業者に指示を行った。</p>
<p><b>3 要求水準書への記載事項について</b></p> <p>要求水準書にボイラー過熱管の材料等の記載がないため、今後は要求仕様を記載すべきである。</p> <p>低圧蒸気復水器の外気温度を何度に設計するかが、発生電力を決める上で重要である。要求水準書には、中間期及び冬期の外気温を何度として設計すべきか記載されていないため、今後は、基本仕様として要求水準書に記載されたい。</p>	<p>ごみ処理施設の設備は非常に複雑であることから、要求仕様及び基本仕様への記載事項については、必要に応じ専門家の意見を聴取しながら対応していくことで、課内の周知を図った。</p>
<p><b>4 積算額の評価方法について</b></p> <p>プラントの積算方法は、水関連では国土交通省の下水道設計標準歩掛表の価格を使用、その他は業者の見積額をそのまま使用している。積算単価のベースが得にくいという現実はあるが、比較的新しい他の焼却施設での価格などを把握し、部分的、概略的であっても価格の妥当性について検証しておくことが必要である。</p>	<p>本事業は、DBO方式での発注により、性能保証設計施工一括発注として実施し、その積算方法は総価契約単価合意方式を採用している。設計に当たっては、工事積算内訳要領書を定めて積算しており、積算額の評価については、他事例の状況について設計施工監理事業者にも聞き取り調査を行い、設計価格の検証を実施し適正な設計であることを確認するよう指示した。</p>